守護斯波氏の遠江国支配機構

河

村

昭

が統合された。この他、甲斐将教の代に少なくとも榛原・敷智郡に郡司が置かれ、越前出身の堀江氏が敷智郡司として下国し、そのまま一族が土着して戦国期まで西遠江 掌握した。また、享徳頃の守護所には甲斐被官を含む在国奉行がいた。応仁の乱後狩野氏が今川氏に討滅されると、甲斐敏光が守護代として下国し、在京・在国両守護代 は、甲斐一族大谷氏を守護所に配して西遠江を管掌させ、甲斐近臣狩野氏に東遠江を担当させたと推測されるが、寛正期には大谷氏が没落して狩野氏が一元的に守護所を 意図の表象かも知れないが、数年後に甲斐将教が就任してからは、越前守護代との兼帯で将教、将久、敏光、信久の四代にわたって甲斐氏が世襲した。在国守護代として このように、在京する守護・守護代の近臣のみによる在国支配機構の構成、維持を可能たらしめたのは、職の体系の源泉たる「京都」(室町幕府体制・荘園制)のもつ重みで に勢力を保持した。在国支配機構には総じて遠江国人の登用が見られず、旧来の斯波被官によって独占され、特に甲斐氏の影響力が極めて強いことが改めて確認された。 守護斯波氏の遠江国支配機構について、可能な限り復原に努めた。初代在京守護代に新興の加賀島氏が就いたのは、あるいは甲斐氏の権勢を抑制しようとする斯波氏の

キーワード :斯波氏 遠江国 支配機構

Key words: Shiba family, the provience of To-o-toumi, ruling organization

はじめに

して、遠江の支配機構を取り上げるものである。 本稿は、かねてから続けている守護斯波氏の分国支配機構の復原作業の一環と

厳密な考証を加える余地もあるように思われる 官たちを一括して説明するなど、支配機構の復原という視点からすれば、今少し 治)のみで、他に遵行以下「行政的業務」に当たっている大谷豊前入道以下の被 されているのは、在京守護代の加賀島某・甲斐将教 (法名祐徳)・同将久 (法名常 ないのであるが、最新の『県史』においても、支配機構の職名と在職者名が明示 めて大きいことが注目される。この結論は動かし難く、ほとんど付加すべき点も れているように、斯波氏の執事にして越前・遠江守護代の甲斐氏の影響力がきわ 登用がほとんど見られなかったことが明らかにされた。特に早く秋本氏が指摘さ として、越前に本拠をおく被官によって支配機構の重職が独占され、在地国人の 『県史』と略記) も刊行された。これらの先学によって、斯波氏の遠江支配の特質 遠江における守護斯波氏の支配を扱った研究として、秋本太二、小川信、 森田香司、の各氏の論考があり、近年は『静岡県史』通史編2 中世(以下

ところで、斯波義教(初名義重)が遠江守護職を得た時期については、すでに秋

斯波氏が一貫して一国守護職を保持し続けたことを前提にして論を進めたい。 が設定されたとか、駿河今川氏(泰範)に一国守護職が還補された、といった説が されているが、その後の同十四~十六年の期間に分郡守護職、または半国守護職 史』もこの私見と同じ見解で叙述されているので(三八八~三八九頁)、以下では、 かつて唱えられていた。そのいずれも成り立ち難いことを以前指摘したが、 本氏によって応永十年 (一四〇三) 九月から同十一年十二月 (後掲史料B) の間

在京守護代

最初のものである。 斯波氏のもとでの遠江在京守護代に確実にかかわる史料としては、次の文書が

(史料 A [2]

(折返奥端書)

「加賀嶋書下案」

可被沙汰付之由候也、 東寺雑掌申遠江国村櫛庄領家方并ニ原田庄内細谷郷本家米事、 仍執達如件

任先度之例

沙弥判

十一月十九日

*兵庫教育大学第二部(社会系教育講座

平成十三年十月二十二日受理

河 村 昭

甲斐兵庫助入道殿 大谷豊前入道殿

管領として幕府御教書)を下す例はなく、①説には従えない。 が在京守護代の頭越しに在国の吏僚 (守護使・小守護代等) に直接遵行状 (または 述するように在国守護代とみられるが、管見の限り、斯波氏分国において、守護 田氏も小川氏と同様の解釈を示されている。しかし、史料Aの宛所の両人は、後 護を兼帯していたが故に、幕府御教書と守護遵行状を略したものと解された。森 七~五三八頁) は①とする。小川氏もこれを支持され、義教は当時管領と遠江守 説がある。『大日本史料』(第七編之七、―以下『史料』七―七の如く略記--五三 この文書の発給人沙弥については、①斯波義教、②甲斐祐徳、③加賀島某、

然であり、史料Aの折返奥端書は東寺側の誤解に基づくものとする余地もなくは 後述するように、遅くとも応永十九年までには確実に甲斐祐徳が遠江守護代に在 なわち、甲斐氏は斯波氏の執事として家中最高の権勢を誇っていた重臣であり、て認定しにくい理由があり、そこに②説の生まれる余地も存在するのである。す 加賀島氏とみなしてよいと考える。 ので、史料Aの発給人は、『県史』(三八九~三九○・三九四頁)の記述の通り、③ ないのである。しかし、結論からいえば、この折返奥端書は事実を伝えているも 徳に交代したと考えるよりも、祐徳が当初から補任されたとみなす方がよほど自 にまず甲斐氏より家格の低い加賀島氏が一旦就任したあと、しばらくして甲斐祐 証が認められる。これらを勘案すれば、斯波氏の守護就任に際して、在京守護代 職していた。これに対して加賀島氏は、後代ではあるが甲斐氏の被官であった徴 めることはできないものの、実は、この折返奥端書の記事も、そのまま事実とし 「(斯波義教)」の傍注を付しているのであるが、この比定は先に述べた理由で認 を掲げながら、折返奥端書の「加賀嶋書下案」を敢えて無視して、発給人沙弥に あとで守護代となる甲斐祐徳と解釈されたものと思われる。『史料』は、史料A の案文二通のうちのいずれかを典拠とされたために、発給人を加賀島とはせず、 ②説は秋本氏によるものであるが、史料Aの折返奥端書の記事を欠く他の同文

は甲斐氏一族の可能性もあるのであるが、これ以前の斯波氏分国において、守護 の祐徳も二年ほどした応永九年七月までに織田教広に替えられている。藤原重教 藤原重教なる者が在京守護代となるが、一~三か月ほどで甲斐祐徳に替わり、そ えば、応永七年(一四〇〇)正月~三月頃斯波義教が守護職を得た尾張では、最初 賀島氏を遠江の初代在京守護代としてもそれほど奇異ではないからである。たと それは、十五世紀初頭の斯波氏分国における守護代の補任状況に照らせば、 加

> 代に起用されたとしても、敢えて異とするには及ばないのである。 集中するのを避けようとして行った施策なのかも知れない。このような状況を勘 ていた越前の甲斐氏、加賀(守護は斯波庶家の義種)の二宮氏のほかに、新興の守 いない。また、応永八年二月に守護職に還補された信濃では、南北朝期の二宮氏 代はもとよりそれ以下の支配機構に在職した形跡は、少なくとも管見には入って 案すれば、それまで重臣としての所見がまったくない加賀島氏が、初代遠江守護 任後わずか二年ほどで織田教広に交替しているように、守護代職が甲斐のもとに 護代家が生まれつつあった。これは、たとえば、尾張の在京守護代甲斐祐徳が就 に代わって、島田遠江入道常栄がこれまた初めて守護代に抜擢された。このよう 室町初期の斯波氏分国の守護代は、南北朝期から引き続き守護代職を世襲し

定できないものとして、次の二点を挙げることができる。 加賀島の守護代在職を伝える明証は史料A以外にないのであるが、 可能性を否

納とうし米の御年貢の請取事(東 号)

いちい方さためられ候て請取給候うへハ、これも其請取おいゝていたし候(゚ノ#) 合弐拾石米の代拾貫文

処しち也、

応永十一年十二月十日

【史料C[®]

所詮厳密被致沙汰、可被沙汰付寺家雑掌之由候也、仍執達如件 東寺雑掌申遠江国村櫛庄本家米半済事、徳大寺家代官無沙汰云々、 太不可然

九月十七日 沙弥在判

細江修理亮入道殿

いものの、奥の花押の主については首肯しかねる。森田氏は甲斐祐徳とされるが 守護在職を示すものとしている(三八七~三八八頁)。この結論部分は否定し難 能性を指摘されて以来、通説となっている。『県史』はこの点に加えて、本文中 同一人物で越前出身の斯波氏被官堀江と推定して斯波氏の在職がここまで遡る可 まず史料Bは、秋本氏が、発給人「細江」を、史料Cの宛人細江修理亮入道と 「当時の遠江守護斯波義教のものとよく似ている」として、本文書を斯波氏の 「いちい」も堀江と同じ越前出身の斯波氏被官一井氏とし、さらに、奥の花押

某とみなすのが自然であろう。 田氏のいわれる甲斐祐徳のものとは異なる以上、史料Aという確証がある加賀鳥 斯波義教でなければ、在京守護代がもっともふさわしい。とすれば、それは、森 延から受け取った東寺が守護方に持ち込んで得た証判ではないかと思われるが、 護方に持参して堀江の請取であることを証明してもらった証判か、もしくは、清 た請取の案文と考えられる。したがって、奥の花押は、清延が東寺に送る前に守 年分は守護方に責め取られたことを釈明した際に、その証文として東寺に提出し 荘の本家東寺から、同荘徳大寺方(領家方)の東寺米未進を督促された清延が、去 史』・森田両説には従えない。史料Bは、『県史』の指摘の通り、この翌年村櫛 大きく違っている。仮にこの花押が『県史』の指摘のように写だとしても、『県 もにまったく異なるし、義教にしても、運筆に一部共通点があるものの、形状は と甲斐祐徳の花押(91義教、92祐徳)と照合すると、祐徳については運筆・形状と いずれにしても、奥の花押は守護方の然るべき地位にある人物に違いなく、守護 大日本古文書『大徳寺文書』一二の巻末「花押一覧」に収載されている斯波義教

明のことではないので、一つの可能性として指摘しておきたい。 極的な根拠があるわけではないが、これを甲斐とみなすこともまた、けっして自 中はもとより幕政にも強い影響力を及ぼし続けていたのであるから、史料Cの応 者は、斯波義将をおいて他にない。義将は応永十七年五月に没するまで、斯波家 氏の思惑に由来する、とした先の推測にいくらかの理があるとすれば、その立案 遠江守護代に抜擢されたのは、甲斐氏の権勢に一定の規制を及ぼそうとした斯波 はないのである。すなわち、それまで守護代の経験がまったくなかった加賀島が ない。そして、むしろ、前代の加賀島がまだ在職していた可能性もけっして低く 本氏、『静岡』はいずれも甲斐祐徳とする。しかし、これは祐徳がのち守護代と スと同様の理由で認められない。大日本古文書『東寺文書』(五、一二九頁)、秋 頁)、宛所の細江(堀江)修理亮入道を守護代とはみなし難いので、史料Aのケー しにくいのではあるまいか。いうまでもなく、史料Cの沙弥を加賀島と断じる積 永十三年までに加賀島の守護代職が否定されて甲斐祐徳に与えられることは想定 して現れることを漠然と遡及した憶測以上のものではなく、確証があるわけでは 史料Cの発給人沙弥については、『史料』が斯波義教とするが(七 八、二三六

加賀島の次の甲斐祐徳の守護代在職確証としては、次の文書がもっとも早い。

東寺雑掌申遠江国原田庄大嘗会段銭事、為諸役免除地上者、可被止催促之由 八月九日 応永十九 小子九日 八月九日、

沙弥在判

守護斯波氏の遠江国支配機構

狩野七郎左衛門尉殿 大谷豊前入道殿

則栄が「甲斐殿」に宛て東寺の要求通り段銭催促を停止するよう求めた(同年)七 免除を訴えた応永十九年七月日東寺雑掌申状と、これに応えて、幕府奉行人治部 ずれも誤りである。すなわち、史料Dには関連文書として、原田荘の大嘗会段銭 この文書の発給人沙弥を、『史料』は斯波義教とし(七 一五、二七三頁)、『東寺 らの要請を容れた甲斐祐徳の奉書と理解する他ない。 百合文書目録』はこの文書名を「(室町幕府奉行人)沙弥某奉書案」とするが、い 月二十六日付書状があるので、『県史』の説の通り(三九一頁)、史料Dは治部か

廉)が取り立てられると、敏光は朝倉と共に京都に召喚される。そして、このと る。下向後の敏光らの動向は明らかでないが、翌寛正二年九月、義敏失脚のあと望、翌寛正元年四月には原遠江入道ら牢人も挙兵して混乱が深まっていたのであい。 斯波氏家督を嗣いでいた子の松王丸(のちの義良)が退けられ、渋川義鏡の子(義 越前の長禄合戦がほぼ終息した長禄三年八月頃から、今川治部少輔 (了俊の曾孫 今度は幕命で朝倉教景(孝景)と共に遠江、関東に出陣することになる。遠江では、 代と一体のものとして甲斐氏が世襲したので、以後の遠江守護代の推移は越前守 ではないと判断して、自身が越前・遠江守護代に就くことにしたのではあるまい しくは決着をみたあとで、元服前の子息を名目的守護代に就けておくことは得策 光はこの越前守護代職改替の危機に臨み、幕府への留任運動を展開する中で、も 事可被仰合之由御内書」を与えたといわれ、越前守護代を朝倉に替える動きのあ き将軍義政は、朝倉に越中・越前に所領七か所を宛行うとともに、「越前守護代 範将を当てる説が有力)が、井伊氏ら反斯波派国人を糾合して侵攻する構えをみ 任することなく、千喜久丸を名目的に在職させたまま、寛正元年(一四六〇)八月、 するが、敏光がその後いつ上洛したかは不明ながら、上洛後も敏光は守護代に就 合戦)を展開していたのである。合戦は常治の死後まもなく甲斐派の勝利で終息 では、前年から国人が守護斯波義敏派と守護代甲斐派に分裂して武力抗争(長禄 ため、敏光の子の千喜久丸が、暫定的かつ名目的に守護代職を嗣いだ。当時越前 で在職した。常治の死没時に、その嫡子と思われる敏光は越前に在陣中であった 八月十六日、その子常治が長禄三年 (一四五九)八月十二日にそれぞれ死没するま 護代のそれによって知ることができる。越前守護代は、甲斐祐徳が応永二十七年 なく、特に常治については一例しか伝存しない。しかし、遠江守護代は越前守護 ったらしいことが知られる。結局朝倉氏に替わることはなかったのであるが、敏 祐徳とその次の将久(常治)の在職徴証は後掲別表に挙げた程度でさほど多くは

『ヨオバザ隻代に沈ゝに甲斐攻化は、氰E切手下から翌FE引にかけてつ寺用に、わらず、同四年十一月になって敏光の越前守護代在職が確認されるのみである。か。ただし、越前・遠江守護代の在職徴証は、寛正二・三年の二年間まったく伝

書したのを機に、幕府が敏光を寝返らせたとする。 事したのを機に、幕府が敏光を寝返らせたとする。 事したのを機に、幕府が敏光を寝返らせたとする。 事したのを機に、幕府が敏光を寝返らせたとする。 世斐信久は、文明三年閏八月を最後に史料から消えるので、翌四年越前で敗死 の城を攻められた狩野宮内少輔は東軍斯波義良の守護代で、彼が十一月二十日自 なわち、前年(文明六年)八月から十一月まで駿河の今川義忠に見附(遠江守護所) の城を攻められた狩野宮内が敏光を寝返らせたとする。

って、狩野氏を、甲斐氏と同次元での守護代の歴代に数えるのは適当でない。遠江下向を余儀なくされた、と解した方が事実に近いのではあるまいか。したがを朝倉氏から奪還して越前での軍事的劣勢を挽回しようとして企図されたものでを朝倉氏から奪還して越前での軍事的劣勢を挽回しようとして企図されたものでを朝倉氏から奪還して越前での軍事的劣勢を挽回しようという意識が果たして生まれたとは同質化し、現実には統合されていくだろうが、甲斐氏に、かつての自分の被氏のそれとは元来レヴェルが異なる。応仁の乱後には、在京守護代と在国守護代氏のそれとは元来レヴェルが異なる。応仁の乱後には、在京守護代と在国守護代氏のそれとは元来レヴェルが異なる。応仁の乱後には、在京守護代と田守護代の甲斐しかし、狩野の立場は後述するように在国守護代と思われ、在京守護代の甲斐

遠江下向後の敏光の動向は知られないが、敏光は二年後の文明九年春にも、

幕

将久(常治)―甲斐千喜久丸―甲斐敏光 --甲斐千喜丸(信久) - 甲斐敏光を提示した。―以上本節では、遠江在京守護代歴代として、加賀島某 --甲斐将教(祐徳) --甲斐

一 在国守護代

せるものであるが、後述の如く内実は必ずしも同じではなかったようである。のような組み合わせの固定した二人による遵行体制は、越前の小守護代を想起さに甲斐兵庫助入道が入っている No.1を加えると四例) 認められることである。こ両人に宛てられている甲斐祐徳奉書・書下が No.3・4・6の三例(狩野の代わり理した。ここでさし当たり注目されるのは、大谷豊前入道・狩野七郎右衛門尉の理した。ここでさし当たり注目されるのは、大谷豊前入道・狩野七郎右衛門尉の選江における在国支配機構を検証するため、在京守護代の発給文書を別表に整遠江における在国支配機構を検証するため、在京守護代の発給文書を別表に整

守護斯波氏の遠江国支配機構

以上のような状況は、常に二人の小守護代が一体となって活動する越前の在国

遠江在京守護代発給文書

(応仁以前)

						(961 -87114)
Nα	年月日	署判	宛 人	書止	内 容	出典
1	応永12.11.19 (1405)	沙弥 判	甲斐兵庫助入道 大谷豊前入道	仍執達如件	村櫛荘領家方・原田荘細谷郷本家米を東寺に 沙汰し付けしむ。	百合 ミ 87-2 (1364)
2	" 13. 9.17 (1406)	沙弥 在判	細江修理亮入道	"	徳大寺家代官をして村櫛荘本家米半済を東寺 雑掌に弁済せしむ。	″ る 21 (1390)
3	" 19. 8. 9 (1412)	"	大谷豊前入道 狩野七郎左衛門尉	,,	原田荘大嘗会段銭の催促を停止せしむ。	ッさ 100 (1487)
4	" 20. 8.22 (1413)	沙弥(花押)	大谷豊前入道 狩野七郎右衛門尉	之状如件	初倉荘·新所郷年貢米の津出につき、毎年この 状で津料を免除せしむ。	南禅寺文書 (1505)
5	(") 10.25	祐徳(花押)	狩野七郎右衛門尉	恐々謹言	狩野氏の被官人、初倉荘百姓の駿河小河津へ の運米に煩をなすにつき、これを禁ぜしむ。	(1509)
6	″ 21.閏7.18 (1414)	"	大谷豊前入道 狩野七郎右衛門尉	仍執達如件	初倉荘·新所郷の即位段銭京済につき、国催促 を停止せしむ。	(1521)
7	" 26, 9,27 (1419)	沙弥 判	堀江三郎右衛門入道	仍執達如件	村櫛荘地頭職半済和田東方・庄内闕所分等、「任先度御道行之旨」せて一円天龍寺雑掌に沙汰し付けしむ。	天龍寺重書目録 (1623)
8	? 10.10	祐徳(花押)	郡司御中	之状如件	初倉荘・新所郷の役夫工米京済の旨周知せしむ。	南禅寺文書 (1527)
9	? 11.15	"	甲斐左京亮	恐々謹言	榛原(初倉荘)年貢米売買のための運送につき、 国中馬留を免除せしむ。	(1528)
10	? 11.15	"	狩野七郎右衛門尉	"	寺家(南禅寺)、榛原本家米として京都で100貫 文納入につき、その分来年閣かしむ。	(1529)
11	宝徳 3. 6.21 (1451)	常治 在判	遠江両渡度	仍執達如件	鎌倉府への進物等上下向につき、天竜・橋本両 渡の違乱を止め、煩いなく勘過せしむ。	上杉家文書 (2124)

注:出典の欄の()内の数字は『静岡県史』資料編6のの史料番号。

を喜捨しているのも、 職中と思われる正長元年(一四 の存在のみが伝わってくるのである。この他、大谷玄本が周智郡一宮荘の代官在 召喚して対決させるべく重ねて「大谷殿より状を」出したという(後掲史料G)。 制的に判を押させたと「大谷殿」(=大谷久棟)に弁明したので、 による蒲検校下地買得をめぐる係争で、蒲御厨政所石田義賢は、 であった。また、享徳三年 (一三五四) と思われる八月、蒲御厨の元代官応島久重 れるのは、常に大谷氏のみであった。たとえば応永三十年(一四二三)十一月九日 しかし、西遠江に属する長上郡蒲御厨の人々の前に、守護公権を背負って立ち現 能である。ただ、原田荘のみを対象とする№3があるので、少なくとも段銭催徴 原郡初倉荘・佐野郡原田荘) が含まれている故に二人に下された、との説明が可 このうち№1・4・6の対象地には西遠江 (敷智郡村櫛荘・新所郷)と東遠江 (棒 分有していたことがあり、 (®) すなわち、少なくとも蒲御厨に対峙する守護所には狩野氏の姿は見えず、大谷氏 入部させたとして、東大寺衆徒から名指しで訴えられたのは「大谷入道」(玄本) 「守護使不入之御判」を無視して伊勢籠米段銭の配符を入れ、 に関しては、二人が一体となって京都の守護に責任を負っていたのかも知れない。 このように仮定すると、二人が宛人とされている四例の解釈が問題となるが 大谷氏が西遠江を管掌していたことと矛盾しない。 東西に二分する下地はあったのである。 八 同荘内大洞院の梵鐘鋳造に壇越として浄財 大使七〇人余りを 守護所は検校を 応島が文書に強

て本家米徴収にかかわったにすぎないと考えられる。以上から、№5・10はいず済んでいるところから、狩野は給人としてではなく、あくまで守護の代行者としてが、このケースは京都で守護方が南禅寺から受け取って東寺に納めてもそれで側から受け取って京都に送っていたものと思われる。守護請の実務にあたる守護おそらく本家東寺との間で守護請が成立していて、本来狩野が在地で領家南禅寺野は初倉荘の「本家米」徴集を任務としていたことが知られるが、この本家米は、別10での狩規人夫等、事繁懸候之間被申候、如何、為事実者、可被止其催也」とも記されてものであるために彼にだけ下されたとの解釈も可能ではあるが、追而書で「増先ものであるために彼にだけ下されたとの解釈も可能ではあるが、追而書で「増先

遠江ではこれより先、応永二~七年に今川了俊・仲秋兄弟で半国(東西)守護職を残りの西遠江という、半国ずつの地域分割をしていたことが考え得る。ちなみに、なかったようである。一つの可能性として、狩野は初倉荘を含む東遠江、大谷がように大谷・狩野の二人は、越前の小守護代のような不即不離の一体的存在では

狩野が大谷とは別に一人で守護公権を行使している事例とみられる。この

体制がしかれていたと推定しておく。機構とは明らかに異なるので、遠江では、二人の在国守護代による東西地域分掌

料によってうかがえる。 はなく、甲斐修理亮なる者が在地で守護公権を担っていたらしいことが、次の史構の権力関係に変化が認められる。まず、寛正五年(一四六四)には、大谷氏でしかし、大谷氏が享徳三年を最後に史料上に見えなくなったあと、在国支配機

(異料を)

(端裏ウハ書カ)

「甲斐修理亮殿 之種」

所被仰下也、仍執達如件、游之旨、可被相触庄家、若有致緩怠輩者、為被処罪科、可被住申交名之由、済之旨、可被相触庄家、若有致緩怠輩者、為被処罪科、可被住申交名之由、々、為事実者太不可然、至代官職者被補任原宮内少輔訖、公用以下厳蜜可究三宝院御門跡領遠州原田庄年貢事、近年寄事於左右、原一族等不致其沙汰云三宝院御門跡領遠州原田庄年貢事、近年寄事於左右、原一族等不致其沙汰云

第正五年十月 日 和泉守 判 (新 夏季)

甲斐修理亮殿

彼は一族狩野加賀守や幕府奉公衆勝田・横地氏らによって討伐されてしまう。そ通称からみて、別表の狩野七郎右衛門尉の後嗣と思われる。しかし、その直後、際、狩野七郎右衛門尉が狩野介への協力を伊勢氏から命じられている。彼はその寛正六年七月、今川治部少輔の遺領が幕府御料所とされて狩野介に預けられた

史』が指摘するほどのものになっていたことは認めてよかろう。 と、「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家の後「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家の後「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家の後「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家の後「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家の後「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家の後「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家の後「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家の後「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家の後「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家の後「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家の後

守護代と呼ぶべきであろうことは、前節でふれた通りである。所を掌握していたらしいことが想定できる。そして、彼らの地位はあくまで在国は狩野氏が、それまで玄本、久棟と二代続いた大谷氏に代わって見附府中の守護右衛門尉→加賀守→宮内少輔と推移したこと、及び、少なくとも宮内少輔の代に以上によって、その政治的背景や系譜関係は不詳ながら、狩野氏の名跡が七郎

められるように、在国守護代も、在地における守護公権のすべてを委任されてい るし、M9では「国中馬留」という、おそらく軍事的要請にもとづく交通規制は、 らしい。すなわち、M11によれば、天竜・橋本という遠江を代表する交通の要衝 て、遠江では在京・在国両守護代の統合が実現したといえよう。 るわけではなかった。このように一定の限界があったとはいえ、在国守護代が守 から、在国守護代を経ずに堀江氏 (彼らの地位については後述) に下される例が認 達されているし、20の村櫛荘領家方(徳大寺方)代官に対する本家米半済の督促 ない。また、四節でもふれることであるが、M8も在京守護代から直接郡司に下 施しており、国内の交通路支配が一元的に在国守護代に委ねられていたわけでは 中央から派遣された使節と思われる甲斐左京亮が、在京守護代の指示のもとで実 に対する遵行命令は在国守護代を介さず、直接在京守護代から両渡に下されてい 支配の一端も担っていた。ただ、それはあくまで徴税という側面が中心であった 徴集、訴訟処理の他に、別表104にあるように、津料の徴集といった流通(交通) 亡のあと甲斐敏光が遠江守護代に任じられて下向した文明七年(一四七五)をもっ 護所を代表する存在であったことはいうまでもない。そして、狩野宮内少輔の滅 なお、在国守護代は、これまでふれてきたように段銭や守護夫などの守護役の 27の同荘地頭方半済等の打渡にかかわる遵行命令が、いずれも在京守護代

在国奉行

更僚組織の存在したことをうかがわせる史料が見られるようになる。 在国守護代大谷氏が二代目の久棟になってから、守護所に在国奉行というべき

尚々けんけふ方御同道あるへく候、作毛の事堅可被仰付候、上使其様三人御出ある(検 校) へく候由被申候、

申談候由被申候、恐々謹言、 候間、如此令申候、尚々御延引あるへからす候、早々ニ御出府候て、以面可 へく候、自作の下地作毛なんとからせられ候ましく候、自京都被申下候子細へく候、自作の下地作毛なんとからせられ候ましく候、自京都被申下候子細 御出府あるへき由被申候、是にて委細可被申候、次神明検校方も御同道ある 態状を進候、就其候で、今月一日京都より御下着候上使御同道候で、早々ニ

八月五日 棟清(花押)

蒲政所殿(石田義賢) 御宿所

口入をも仕、えんてい存知之事候間、出符候へと申候へ共、是も不罷出候、 か様ニ文書明鏡之上者、御渡無候事、いか体之次第候哉、仍大すミ彦左衛門 無御出候者、けうこんにて候けり、其上者、下地を渡候へと可有御成敗候、 状を被進候処ニ、預同辺之御返事候、落居之為に彼仁御出候へと申候へ共、 校を被出候て、たいけんさせらるへく候、さ様之為落居ニ、重而大谷殿より校を被出候て、たいけんさせらるへく候、さ様之為落居ニ、重而大谷殿より □をさせ候よし、大谷殿へ□給候ける、さ様候者、一定押判をさせ候か、検^{額が} 処ニ、我々方へ無御出候間、不及是非候、承候へハ、彼文書ニ五郎衛門方押]検校下地之事、応嶋五郎衛門方下着候、さ候間懸御目委細可申入心中候之

可有御成敗候、恐々謹言

八月十七日

蒲御代官参御宿所

久忠 (花押 元貞 (花押

「千喜久方之国へ之状案文」(端裏書)

節候、まつく~可被停止摧捉之由候也、 蒲御厨之事、今度野伏兵粮米等被相懸候なる間、此方代官職之事被仰談候折 恐々謹言

十二月五日 氏信判

金平判

中で大谷のことを「大谷殿」とて、やや距離を置いた言い方をしている点も勘案 しいといえよう。この二人のうち久忠の「久」は甲斐将久の偏諱であろうし、文

守護斯波氏の遠江国支配機構

津久井平左衛門尉殿 不破周防守殿

談子細候、摧捉を可被停止之由候也 蒲御厨之事、今度野伏兵粮米等被相懸之由、東大寺被申候間、当方より被申

ら翌年正月までの間に復職しているので、この文書の年代は少なくとも『静岡 正元年ではあるまいか(寛正二~六年の可能性も否定はできない)。 のいう康正元年(一四五五)ではあり得ない。彼は寛正六年十二月四日から同月二 正二年 (一四六一)十月以降のある時期父敏光に替わったものの、同四年十一月か 長禄三年 (一四五九)八月没した祖父甲斐常治のあと暫定的に守護代職を嗣ぎ、寛 は越前・遠江守護代甲斐千喜久丸のことと判断される。彼は先にふれたように、 よい。日の年代は端裏書に手がかりがある。すなわち、ここにいう「千喜久方」 じないため、下地没収の措置となる可能性を通告したものであり、内容的にみて 共に、検校と、京都より下向してきた東大寺の上使を同伴して守護所に出頭する Hは誤りである。まずFとGは、享徳三年 (一四五四)に蒲御厨の元代官応島久重 あった長禄三年、あるいは、尾張でも八月に「遠州進発野伏」が徴発された翌寛(ミオ 職期のうちで、史料Hの年代としてふさわしいのは、今川治部少輔の遠江侵攻の 十三日の間に元服して信久と名乗るようになるので(注47)、これ以前の守護代在 Fや注8にあげた関連文書とも符合するので、これも享徳三年のものとみなして よう命じたものと解される。またGは、このあと重ねての召喚にも蒲御厨側が応 守護所が蒲政所石田義賢に、検校源清家による下村名の作毛刈取を厳禁させると が蒲検校源清家の所持する下村名を買得した問題にかかわるものとみられ、Fは 元年)] との傍注を施している。この年代推定は、結論からいえばF・Gは正しく、 いずれも年欠であるが、『静岡』はF・Gを「(享徳三年カ)」とし、Hに「(康正

の形式からみて、むしろFの棟清よりGの発給人二人の方が奉行と呼ぶにふさわ 在国守護代大谷久棟が被官棟清をして発給させた奉書の召文ということになる。 まり在国守護代でなければならない。その点は、発給人棟清が大谷久棟の偏諱を ように、実質的には奉書とみるべきである。その場合棟清は石田義賢に守護所へ 受けた被官らしいことを確認することで十分納得できよう。したがって史料Fは、 の出頭を命じているのであるから、真の下命者は当然守護所の実権をもつ者、つ さて史料Fは、形式は書状ながら、文中に三か所の「由被申候」の文言を含む Fの一二日後に出されたGも、やはり守護所の意を伝えており、しかも連署状

が在地の守護所に配置した吏僚という性格であったとみることもできよう。大谷と同等の立場にあったとさえいえるのであって、むしろ京都の守護・守護代で発給しているのに対して、Gの二人は、在京守護代甲斐氏の被官という点ではすれば、Fの棟清が大谷久棟の家人として、Gとの比較においてより私的な立場

日は端裏書から、在京守護代甲斐千喜久丸の奉行から守護所の在国奉行に宛てらことになろうか。

四郡

実態をうかがうことはきわめて困難である。 世当者を置いたことになる。ただ、この郡司については関係史料に乏しく、その したがって、もっとも遅く分国に加わった遠江ではあるが、越前に先だって郡務 たが、その時期は以前検討したように、応永二十七年以降のことと推定される。 たが、その時期は以前検討したように、応永二十七年以降のことと推定される。 「器」 たが、その時期は以前検討したように、発給人甲斐祐徳の死没年月(同二十七年八十一年(一四一四)ではないとしても、発給人甲斐祐徳の死没年月(同二十七年八十一年(一四一四)ではないとしても、発給人甲斐祐徳の死没年月(同二十七年八十一年(一四一四)ではさいとしても、発給人甲斐祐徳の死没年月(同二十七年八十一年(一四一四)ではさいとしても、発給人甲斐祐徳の死没年月(同二十七年八十一年(一四一四)ではさいとしても、

く形式的には、あくまで在国守護代の段銭徴集業務を側面から補助するにすぎな状で京済の事実を承知しておくように知らされている郡司の方は、現実はともか表現をされている在国守護代の二人が、同じ所領の即位段銭の京済につき、甲斐祐徳の奉書で「可被停止国催促」き旨の下達を受けている。この、まったく同じ所領の奉書で「可被停止国催促」き旨の下達を受けている。この、まったく同じ所領の奉書で「可被停止国催促」き旨の下達を受けている。この、まったく同じ所領の事とする段銭の国催促停止に伴う甲斐祐徳からの下命において、両者の間にを対象とする段銭の国催促停止に伴う甲斐祐徳からの下命において、両者の間にを別をされているように思われる。すなわち、奉書によって「可被停止」という直截的表現をされているように知らされている。この、まったく同じ所領の事書で「可被停止」という直截的議判をされているように知らされている。この、第2人の登場の第2人の表面・一方とのであって、単に直接の事事で、可被停止国守護代の段銭徴集業務を側面から補助するにすぎな大の本語では、表現の事業のである。別表には、表記を表現の事業のである。

の書下を宛てられていることがもっとも如実に物語っている。ったことを意味するものではない。そのことは、郡司が直接在京守護代甲斐祐徳かったのかも知れない。ただ、そのことがただちに両者の間に指揮命令関係があ

(g) は確実に土着していること、などである。 例外的存在で、しかも、後述するように少なくとも三郎左衛門入道(道賢)の直系 にが指摘されているように、堀江氏は斯波家人で遠江に土着したほとんど唯一の にが指摘されているように、堀江氏は斯波家人で遠江に土着したほとんど唯一の にが指摘されているように、堀江氏は斯波家人で遠江に土着したほとんど唯一の にが指摘されているように、堀江氏は斯波家人で遠江に土着したほとんど唯一の にが指摘されているように、堀江氏は斯波家人で遠江に土着したほとんど唯一の にが指摘されているように、堀江氏は斯波家人で遠江に土着したほとんど唯一の にが指摘されていること、などである。

可能性もあるので、この文書のみで彼を郡司と断定することは正しくない。 はこの時まで、ここで打渡対象となっている村櫛荘の半済給人であったと思われ 地位を敷智郡司とみなすことはそれほど無理なことではない。ただこの場合、彼 仰出之旨」の文言を含み、同内容の同年五月二十一日斯波義淳宛幕府御教書もあ 宛人とされているのは、当事者、つまりそれまでの半済給人であるが故であった の遵行はまさにその半済解消の際のものと考えられる。とすれば、彼がここで名 永享十一年(一四三九)の二○年前、つまり応永二十六年であり、№7を含む一連 任じられてその地位は失うことになるが、村櫛荘地頭方の半済が解消されるのは、 寺から同荘徳大寺方 (領家方) 代官職に任じられている。代官職の方は翌年別人が る。すなわち、彼は応永十八年当時村櫛荘天龍寺方 (地頭方)半済給人で、同年東 在京守護代→堀江道賢というルートで下達されていて、在国守護代でない道賢の 発給している道賢その人である。すなわち、半済等打渡の幕命が、幕府→守護→ 郎左衛門入道は、同年十月七日天龍寺上使に宛てて当該所領を渡付する打渡状を るので実質的には守護遵行状とみてよい)を受けて下されたもので、 №7の甲斐祐徳遵行状は、同月三日甲斐祐徳宛守護斯波義淳書下(但し「任被 宛人堀江三

を敷智郡司の有力な候補とみなすことは、それほど荒唐無稽ではなかろう。 とすれば、幕命による一連の遵行過程に位置づけることも可能な別表 Na 7 の道賢の在国が求められることとなろう。応永二十六年 (一四一九)以前に敷智郡に郡司の在国が求められることとなろう。応永二十六年 (一四一九)以前に敷智郡に郡司の在国が求められることとなろう。応永二十六年 (一四一九)以前に敷智郡に郡司の在国が求められることとなろう。応永二十六年 (一四一九)以前に敷智郡に郡司の在国が求められることとなろう。応永二十六年 (一四九〇)にかけて、敷智郡に保ち続けていた堀江一族の中に道賢の直系が含まれていたことが否定できないを保ち続けていた堀江一族の中に道賢の直系が含まれていたことが否定できないを保ち続けていた堀江一族の中に道賢の直系が含まれていたことが否定できないを保ち続けていた堀江一族の中に道賢の直系が含まれていたことが否定できないを保ち続けていた堀江一族の中に道賢の直系が含まれていたことが否定できないを保ち続けていた堀江一族の中に道賢の直系が含まれていたことが否定できないを保ち続けていた堀江一族の中に道賢の直系が含まれていた。

代甲斐常治をはじめ、在京していたことが確実な新郷の織田主計など、明らかに場合であっても、この時の河口荘各郷の政所在職者には、溝江郷・兵庫郷の守護 のか、それとも別の堀江庶家であるのか判断しかねるが、後者であれば道賢は河享九年(一四三七)には「堀江本庄殿」が在職していた。これが道賢の嗣子である 三年までのことに限られるとも考えられる(断定は困難)。憶測をもう一つ重ねれ 口荘の所職を失っていたことになり、遠江移住を強く示唆するし、たとえ前者の 性もゼロではないように思われる。なお、道賢の持っていた荒居郷政所職は、永 下国したことを好機とみて、栄舜が道賢の所職奪取を試みて訴訟を起こした可能 ば、道賢が応永二十四年かその翌年頃越前国河口荘から離れて遠江に郡司として 満丸名の所務につき請文に及ばず狼藉を働いた、③給人の使節を追い立てた、と 史料がある。それは応永二十五年五月日道賢申状で、越前国河口荘荒居郷政所 みられる)、道賢が遠江に下ったことを否定することにはならない。 在国していない者がいるから(おそらく政所正員はすべて在国していなかったと いる。これらから、栄舜が問題にしている道賢の河口荘における活動は応永二十 ているが、そのうち時期を特記しているのは、①給人の請取が不分明である、② れに反駁したものである。そこには栄舜が難じている道賢の具体的行為が引かれ 職・満丸名以下の所職を興福寺福智院栄舜から否定されそうになった道賢が、こ いう三件であり、①は応永十四年、②③は「去々年」(同二十三年)のこととして 堀江道賢が応永二十六年当時、本拠を越前から遠江に移していた可能性を示す

賢の前代の敷智郡司と断定することは差し控えておきたい。物で、同所の半済給人であった可能性もある。したがって、ここでは彼を堀江道は、応永十一年村櫛荘徳大寺方の東寺米を徴収した史料Bの発給人堀江と同一人い。№7の堀江道賢と同じく敷智郡司とみなす余地もなくはないのであるが、彼なお、別表№2の宛人堀江修理亮入道の立場については、今のところ明示し難

司に任じられて下国し、その後嗣はそのまま遠江に土着したことを提示した。年頃に、越前国河口荘に本拠を持つ堀江一族の三郎左衛門入道道賢が遠江敷智郡以上、きわめて薄弱な根拠ばかり連ねながら、一つの仮説として、応永二十四

司制のもつ意義は、さほど大きなものではなかったと思われる。制度として機能したかは疑問である。総じて、斯波氏分国の支配機構における郡智・榛原両郡以外に、果たしてどれほど置かれていたか、また、どこまで恒久的国内のすべての郡が等しく行政単位とされたとは限らず、別表M8に徴される敷「郡司」は見えてもその実態がきわめて不明瞭であるように、遠江でも必ずしもなお、越前の郡代は敦賀郡でしか見られなかったし、尾張でも、名辞としての

むすび

ろうが、遠江の場合の特徴として、越前と同様守護代甲斐氏の影響力がきわめて 違いない。このような傾向は、比較的遅く分国に加わった国に共通するものであ はなく、旧来の斯波家人によって遠江における守護公権が担われていたことは間 焉を迎えたと思われる。郡司は斯波氏分国の中でももっとも早い応永二十四年 認することができる。その後寛正五年(一四六四)頃には在国守護代一方の狩野氏 国奉行が置かれ、そこにはやはり甲斐氏の被官と思われる者 (久忠) が含まれてい わめて近い関係にあった。また、遅くとも享徳三年 (一四五四)頃には守護所に在 文明七年 (一四七五) 在国守護代狩野宮内少輔の没落後、甲斐敏光が遠江守護代職 し、応仁の乱後は守護・守護代の在京を許さなくなる状況が生まれるようになる。 守護体制、荘園制のもつ重みがかかる守護支配体制を支えていたのである。 挙げているのは妥当な説明ではあるが(三九九頁)、より本質的には、室町幕府 わる者が多い」ことが可能であった背景として、京都と在地を結ぶ活発な交通を 大きい点が挙げられる。『県史』が「守護代以下でも在京のまま分国支配にかか 秋本氏の指摘にもあるように、総じて遠江国人が在国支配機構に起用された形跡 の、設置範囲や権能、在職者名などその実態については不明な点が多い。しかし、 遵行命令を直接受けるなど、在国守護代に対する一定の自立性がうかがえるもの (一四一七)頃から見られ、敷智郡司の可能性がある堀江道賢が在京守護代からの がもう一方の大谷氏に代わって守護所を掌握することで、在国守護代二人制は終 た。このように、越前と同様この国の支配機構にも、甲斐氏の大きな影響力を確 た大谷氏が西半、狩野氏が東半という地域分掌体制をとっていた可能性がある。 して分国支配の中核を担い、明証は得られないものの、守護所見附府中に配され 大谷氏が甲斐一族、狩野氏が甲斐近臣という、両氏ともに在京守護代甲斐氏とき もっとも遅く斯波氏の分国となった遠江では、大谷・狩野両氏が在国守護代と

配体制が存立しなくなりつつあったことを物語るものに他ならない。だったとしても、もはや、職の体系の源泉たる「京都」の重みに依存した守護支を安堵されて下向し、両守護代が統合されたのは、越前奪還のための態勢づくり

注

- それぞれ注1~4の論著によるものとし、いちいちの注記は省略する。して--」(『地方史静岡』二、一九七二年)。以下注4までの四氏の所論はすべて(1)秋本太二「遠江に於ける守護領国支配の推移 ―駿河今川氏の没落を中心と
- (3)吉井功兒「遠江国守護沿革小稿~建武政権の国守・守護および室町・戦国(2)小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)、五一五頁。
- (4)森田香司「守護被官の在地支配-遠江・堀江氏を事例として-」(『地方史静期の守護~」(『駿河の今川氏』第八集、一九八五年)。
- | 岡|| 一六、一九八八年)。| 4) | 森田香司 | 守護被官の在地支配--遠江・堀江氏を事例として--] (1地方史静
- 樹・村井章介・家永遵嗣氏執筆)、第四章第二~五節(永村眞・村井氏執筆)。(5)『静岡県史』通史編2中世(一九九七年)、第二編第二章第四~六節(山家浩
- (6)(応永十年)九月六日今川法高(泰範)書状(南禅寺文書、『静岡県史』資料編6、(6)(応永十年)九月六日今川法高(泰範)書状(南禅寺文書、『静岡県史』資料編6、
- 『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、所収)。 護領国に於る国郡支配について」『千葉史学』創刊号、一九八二年、のち同(7)今谷明氏は、駿河今川氏の遠江国小笠(城東)郡守護在職を想定された(「守
- (注10拙稿)に従いたい」(四一八頁)とされている。の後、同『中世政治史残篇』(トーキ、二〇〇〇年)で「拙旧説を翻し、河村説(8)吉井氏は、注3前掲論文で今川泰範の守護職を遠江東半国とされたが、そ
- る(『駿河今川一族』新人物往来社、一九八三年、七五頁)。(9)小和田哲男氏は、斯波義教が完全に離職して今川泰範に還補されたとされ
- の存否をめぐって「」(『政治経済史学』三四八、一九九五年)。(10)拙稿「南北朝・室町期遠江守護沿革に関する若干の問題「とくに分郡守護
- (11) ただし、前注拙稿を参照されてはいない。
- ミ五九の如く示す―(『静岡』一三六四)。都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』の函名と文書番号によって、「百合」(12)「東寺百合文書」ミ函五九号『以下「東寺百合文書」については、すべて京
- (13) 「百合」さ八六 二、さ八七…一。
- | 頁)の「(典拠)史料」欄に「東寺百合文書さ一之七」としていて、折返奥端書(14) 秋本氏は注1前掲論文の表「遠江守護代甲斐祐徳遵行状(応永年間)](四九

- を欠く二通の案文(前注)のいずれかを参照されたと思われる。
- 年記念論叢』日本編、福武書店、一九八〇年)など参照。 ち大名領国制の形成―越前守護代甲斐氏の動向を中心に―」(『史学研究五十周官構成―」(『若越郷土研究』二三―二~四、一九七八年)、②「畿内近国におけ(5)甲斐氏については、拙稿①「南北朝期における守護権力構造 斯波氏の被(5)甲斐氏については、拙稿①「南北朝期における守護権力構造 斯波氏の被
- (16) 『県史』がすでに指摘しているように(三九〇頁)、『経覚私要鈔』(以下『経覚』と略記)によると、経覚が甲斐氏に進物を贈呈する場合、ほとんどいつも覚』と略記)によると、経覚が甲斐氏に進物を贈呈する場合、ほとんどいつも覚』と略記)によると、経覚が甲斐氏に進物を贈呈する場合、ほとんどいつも覚』と略記)によると、経覚が甲斐氏に進物を贈呈する場合、ほとんどいつも、『神編2―以下『福井』2の如く略記―、醍醐寺文書一二1~一六・一大の連署で、醍醐寺領越前国河合荘年貢送状を多数発給しているが(『福井県との連署で、醍醐寺領越前国河合荘年貢送状を多数発給しているが(『福井県との連署で、醍醐寺領越前国河合荘年貢送状を多数発給しているが(『福井県との連署で、醍醐寺領越前国河合荘年貢送状を多数発給しているが(『福井県との連署で、醍醐寺領越前国河合荘年貢送状を多数発給しているが(『福井県との連署で、配酬寺領越前国河合荘年貢送状を多数発給しているが(『福井県との連署で、配酬寺領越前国河合荘年貢送状を多数発給しているが(『福井県とあって、三五号)、その花押(『福井』2の如く略記―、醍醐寺文書一二1~一六・一八~一二五号)、その花押(『福井』2の如く略記―、配酬寺文書一二1~一六・一十八~一二五号)、その花押(『福井』2の如く略記―、配酬寺文書一にいるが応島久繁の「久」も甲斐将久からの偏諱であろう。
- (17) 斯波氏の尾張守護職補任は、前任者畠山基国が応永の乱の論功行賞で紀伊での応永七年三月をあまり遡らない時期とみてよかろう。
- 守護代!(『柴田一先生退官記念 日本史論叢』一九九六年)で考証した。氏守護在職期における尾張守護代沿革小稿―応永七年~応仁二年の在京・在国文書』三一〇八号)。なお、斯波氏時代の尾張守護代については、拙稿「斯波(18)応永七年三月二十四日和田隼人丞・古沢弥三郎宛藤原重教遵行状(『大徳寺
- (19) 応永七年四月二十六日甲斐右京亮入道・大谷豊前入道宛甲斐祐徳遵行状

- (20)年欠七月二十日織田教広書状(『大徳寺文書』三一二○号)。本文書の年代が 応永九年であることは、注18前掲拙稿で論証した。
- (21)注18前掲拙稿注6で指摘したことであるが、甲斐氏の本姓は藤原であるこ たって「教」字を用いていること (『福井』2、醍醐寺文書七四号) などが根拠 と (注%文書や注16所引「相国寺供養記」など)、甲斐教光・将教父子二代にわ
- (2)「吉田家日次記」応永八年二月十八日条 (『史料』七 四、九○七頁)
- (3) 斯波氏 (義種・義将)の信濃守護在職徴証がある至徳元年 (一三八四)~応永 五年の守護代としては、二宮信濃守氏泰と同越中入道是随の二人が確認されて いる (注15前掲拙稿①)。
- (24)「吉田家日次記」応永八年四月二日条 (『史料』七 四、九〇八頁)
- (25) 二宮氏の加賀守護代在職徴証は、明徳二年(一三九一)六月(『加能史料』南 町1、三一五頁、天龍寺所蔵臨川寺文書) まで多数ある。 北朝Ⅲ、三二九頁、「室町家御内書案」)から、応永十九年五月(『加能史料』室
- (26)「百合」ミ五九 (『静岡』一三六四)
- (27)応永十三年「最勝光院方評定引付」八月四日条(「百合」る二一、『静岡』一
- (28)小川氏は応永十二年七月の斯波義教の管領就任に伴って遠江守護に就任し 三五一)、小川・森田説は成立しない。なお、一井氏は越前で小守護代として 見える氏族である(『福井県史』 通史編2、四六八頁)。 (三八七頁)、義教の遠江守護在職徴証は同年五月に認められるから (『静岡』 | たと想定され、森田氏もこれに従っておられるが、『県史』が指摘するように
- (29) (応永十二年カ) 十月二十日高井法眼 (祐尊) 宛清延書状 (「百合」さ二三五・ぇ 江入部を円滑にしようとして甲斐が添えたものとされているが、従えない。 貫文を受け取った旨を細江 (堀江) 某が知らせたもので、奥の花押は堀江の遠 ||三二、『静岡』||三六一)に「去年分守護方責取候了、仍彼請取可進寺家之 被仰出候間、令召進之候」とある。森田氏は、史料Bを、東寺雑掌が一○
- (30) 斯波義将の政治活動については、臼井信義「足利義持の初政と斯波義将」 の分国支配と管領斯波氏の成立] (特に五〇二~五〇三頁) 参照 (『駿台史学』四、一九五四年)、小川氏注2前掲書、第二編第三章 [斯波義将
- (31)「百合」さ一〇〇(『静岡』一四八七)。
- (32) 「百合」 フ八三 (『静岡』一四八六)。
- (3) 「百合」 え一○三(『静岡』一四八五)

守護斯波氏の遠江国支配機構

- (3) 以下、甲斐氏の越前守護代在職徴証については、基本的に小泉義博 世紀の越前守護代」(『一乗谷史学』七、一九七四年)に拠っている。
- (35)『看聞日記』応永二十七年八月十六日条。
- (36)『大乗院寺社雑事記』(以下『雑事記』と略記) 長禄三年八月十三日条。
- (37)長禄三年八月十三日興福寺雑掌宛幕府奉行人連署奉書(『雑事記』長禄三年 喜久了」とある。 八月十八日条所引)に 「甲斐美濃入道遺跡事、八郎 (敏光) 在陣之間、被仰付千
- (38) 長禄合戦については、鈴木良一『応仁の乱』(岩波新書、一九七三年)二一~ 二八頁、注15前掲拙稿②、『福井県史』通史編2、第三章第六節「長禄合戦 権力の研究』東京大学日本史研究室、一九九五年、二二二~二三三頁)。 政の有力守護圧迫政策との関連において鋭く分析されている (『室町幕府将軍 を単純な斯波氏家中の権力闘争としてではなく、将軍義政の関東征討、及び義 (松原信之氏執筆)などが通説的概論であるが、近年家永遵嗣氏は、長禄合戦
- (3)寛正元年八月、大乗院尋尊との間で八朔の贈答をおこなった甲斐氏は千喜 あったと理解できる。 光は朝倉教景と共に、京都から出陣していると思われるので(次注)、八朔当時 久丸であった (『雑事記』寛正元年七月三十日・八月一日条)。この直後甲斐敏 は敏光は在京していたことになり、当時の甲斐氏名跡はまだ千喜久丸のもとに
- (4)『雑事記』長禄四年八月十日条。家永氏は、長禄二年以前から、長禄合戦期 に関東に動員されていたことを論証された (注38前掲書、二六三~二七四頁)。 と遠江の内乱期を除いて、斯波氏分国の軍勢が幕府による古河公方圧迫のため
- (41)長禄三年八月九日幕府奉行人連署奉書 (南禅寺文書、『静岡』二三四四)。
- (4) 長禄四年四月二日幕府奉行人連署奉書 (東大寺文書、『静岡』二三五七)。以 上の記述は、秋本氏注1前掲論文、『県史』三七九~三八三頁など参照。
- (4)『雑事記』寛正二年九月二日・十月十六日条。なお、斯波義廉の継嗣は、通 卓見が家永氏によって示されている(注38前掲書、二六五~二六六頁)。 公方府の重臣渋川義鏡の子を斯波氏家督に据えることによって、遠江をはじめ 説にいう甲斐や朝倉による擁立ではなく、関東で古河公方と対峙している堀越 とする斯波氏分国勢を渋川氏の指揮下におこうとする将軍義政の施策とみなす
- (4)『雑事記』寛正二年十月十七日条。
- (45) (寬正四年) 十一月十二日一井出雲入道・平右馬新左衛門尉宛甲斐好 (敏) 光奉 書(『雑事記』寛正四年十一月三十日条)、 行状(『雑事記』同年十二月三日条)。 同年同月二十七日同人宛甲斐敏光遵
- (46) 寬正五年正月二十五日甲斐千喜久丸宛守護斯波義廉遵行状(『福井』2、 広

島大学文学部国史学教室所蔵猪熊文書六号)。

- 尉)に宛てて遵行状を発給している(『雑事記』寛正六年十二月二十七日条)。二十四日には「信久」の署名で越前小守護代(一井出雲入道・平右馬新左衛門(47)『斎藤親基日記』寛正六年十二月三日条に「甲斐千菊」と見え、同年十二月
- の文書については、小泉氏注34前掲論文参照。(48) (文明三年) 閏八月二十八日信久書状 (『福井』8、西福寺文書二三七号)。こ
- (5)『雑事記』文明六年閏五月十五日条。「応仁の乱と朝倉・武田氏」のうち六一八~六三○頁(松原信之氏執筆)参照。(50)応仁の乱中の越前の情勢については、『福井県史』通史編2、第四章第一節
- 一八)。(5)(文明七年)二月二十四日松林院兼雅書状写(『雑事記』裏文書、『静岡』二六
- (54)「補庵京華後集」(『静岡』二六四五)。
- 写であろう。 官家旧記」、『静岡』二六五五)。なお、「八郎左衛門尉」の「左」は「右」の誤(55) 文明十年八月十六日甲斐八郎左衛門尉 (敏光) 宛幕府奉行人連署奉書写(「惣
- 事がある。(56)『雑事記』文明十一年十月三十日条から同十三年十月六日条まで多数関係記(56)『雑事記』文明十一年十月三十日条から同十三年十月六日条まで多数関係記
- (57)『雑事記』文明十五年四月三十日条。
- (5) 秋本氏は、尾張狩野氏の一族とされるが、尾張の狩野氏は越前から来住し

- 氏とは一族意識を有していたと思われる。野荘であり、遠江の狩野氏も、越前から来住したとはいえ、伊豆・駿河の狩野氏に求められている(前注前掲書、同頁)。ただ、狩野一族の本貫地は伊豆国狩たものと考えられる。小泉氏は、狩野氏の出自について、加賀国江沼郡の狩野
- 斐氏に近侍した被官であったことが知られ、これが狩野氏の宗家とみられる。守護し」たとか(一一九頁)、「騰(狩野)は甲斐殿の軍伴なり」とあり(一三八頁)、甲鮮回礼使宋希璟が来日した際、「甲斐殿は其の管下の狩野殿の軍伴二十人を以て(の) 『老松堂日本行録』(岩波文庫、村井章介氏校注)によれば、応永二十七年朝
- 学所蔵猪熊文書』一、青連院文書六○号)。(61)年欠八月九日大谷豊前入道・下野法眼宛甲斐祐徳書状(松岡久人編『広島大
- 莊)先代官大谷豊前入道玄本」と見える。前落居記録」永享四年(一四三二)十二月二日条(『静岡』一七八三)に「(一宮(62)『大徳寺文書』三一一〇~三一一五号。なお、大谷豊前入道の法名は、「御
- ったと思われる(注18前掲拙稿)。(63)ただし、長禄二年から同四年の間は在国守護代が三人(すべて織田氏)にな
- (6)『看聞日記』永享十年九月二十四日条に「遠江国人大谷 ㎏。」とある。
- 負」とされているが、別表№10の例にはふれていない。納入を命じている事例(注6文書)などを挙げて、「守護被官による本家米の請(5)『県史』は、応永十年(一四○三)守護今川泰範が進藤遠江守に初倉荘本家米
- (6) 秋本氏注1前掲論文、吉井氏注3前掲論文、『県史』三四七~三四八頁など。
- (6) 応永三十年十一月日東大寺衆徒僉議事書案(東大寺文書、『静岡』一六七三)。
- 〔66〕宝徳二年(一四五○)八月日大谷久棟蒲御厨代官職請文(東大寺文書七/一三、
- 『静岡』には未収録)の署判の部分の注記に「甲斐美濃入道代大谷豊前守」とあり、これまでに大谷氏の代替わりがあったこと、豊前入道玄本の嫡子の実名がり、これまでに大谷氏の代替わりがあったこと、豊前入道玄本の嫡子の実名がなお、『静岡』及び『県史』(五五六頁)は (申年) 正月十三日大谷豊前守宛東大寺油倉盛祐書状案(東大寺文書、『静岡』一九八二)の年代を永享十二年(一四四〇)としている。この比定が正しければ、大谷氏の代替わりはこれ以前となるが、としている。この比定が正しければ、大谷氏の代替わりはこれ以前となるが、としている。この比定が正しければ、大谷氏の代替わりはこれ以前となるが、としている。この比定がは、一方の大谷の地域である。
- が一宮荘代官であったことは、注62の「御前落居記録」の記事参照。(69)正長元年八月十五日橘谷山大洞禅院大鐘銘写(『静岡』一七〇五)。大谷玄本
- (70)「百合」サー五二(『静岡』二四五九)。
- (イイ)ただ、甲斐修理亮を在国守護代とすると、幕府奉行人奉書が、在京守護代

然さの方がより大きいので、一応このように解釈しておく。てしまい、その説明が困難ではある。しかし、修理亮を在京守護代とする不自の頭越しに在国支配機構に下達されるという、あまり類例のないケースとなっ

- ていた。 と飲食を共にした際、甲斐八郎衛門(敏光)らと並んで、甲斐修理亮も列座しと飲食を共にした際、甲斐八郎衛門(敏光)らと並んで、甲斐修理亮も列座し四六七)二月五日条によると、同年正月二十七日大和国人古市胤栄が斯波義廉四六七)二月五日条によると、同年正月二十七日大和国人古市胤栄が斯波義廉四六七)二月五日条によると、同年正月二十七日大和国人古市胤栄が斯波義廉(沼)甲斐修理亮は上洛後そのまま在京して、応仁の乱勃発時には管領斯波義廉(沼)甲斐修理亮は上洛後そのまま在京して、応仁の乱勃発時には管領斯波義廉
- 三~二六五頁など参照。 三八〇~三八一頁、家永氏注3前掲書、二六(7) 秋本氏注1前掲論文、『県史』三八〇~三八一頁、家永氏注38前掲書、二六
- (75)『親元日記』寛正六年八月二日条 (『静岡』二四七〇)。
- (76)「今川記」(『静岡』 二四七一)はこの七郎右衛門尉を伊豆国住人とする。
- (7) 『親元日記』寛正六年十月二十四日条 (『静岡』二四九三)
- (6) 『静岡』 二四九四。
- (79)森田氏は、甲斐左京亮は斯波氏の守護就任と同時期に遠江に入部したとさもあるので、別表№9もそうした早い事例とみてよかろう。 もあるので、別表№9もそうした早い事例とみてよかろう。 をあるので、別表№9もそうした早い事例とみてよかろう。 をあるので、別表№9もそうした早い事例とみてよかろう。 をあるので、別表№9もそうした早い事例とみてよかろう。
- (8) 東大寺文書(『静岡』二一八八)。
- (81) 東大寺文書 (『静岡』二一九一)。
- (82) 東大寺文書(『静岡』二二三三)。
- 所法廷を舞台に展開したのである。これらの経緯を伝える関連文書で享徳三年打渡を求める応島とあくまで渡すまいとする蒲御厨・東大寺側の攻防が、守護を訴えたため、結局東大寺が同名を買得することにしている。この間、下地のして代官職を解任された応島の入部を恐れた惣公文多母木清宗が東大寺に対策(83) 享徳三年五月以前に応島が下村名を買得すると、かつて不法の限りを尽く

⑥が年代比定の決め手となる。 月二十五日蒲惣検校源清家下村名年貢銭契約状(同、二一九二)、の六通あり、伊八月七日蒲御厨西方諸公文等申状(同、二一八九)、⑤史料G、⑥享徳三年八状(『静岡』二一八五)、②七月二十三日宗賢書状案(同、二一八七)、③史料F、のものと思われるものは、いずれも東大寺文書で、①五月十四日多母木清宗書のものと思われるものは、いずれも東大寺文書で、①五月十四日多母木清宗書

- 一六二号)に「如意庵領当国破田内宮段銭并遠州進発野伏事」と見える。当国破田遠州進発野伏事」、(長禄四年)八月十五日織田輔長書状案 (同文書、三(85) 長禄四年八月五日織田輔長奉書案 (『大徳寺文書』 三一六一号)に「如意庵領「今河治部少輔并井牢人已下事、近日令出張可打入遠江国旨風聞云々」とある。(44) 長禄三年八月九日幕府奉行人連署奉書 (南禅寺文書、『静岡』二三四四)に
- (86)『静岡』は、綱文で発給人棟清自身の命と解釈しているが、正確ではない。
- 守護所の出した文書であろう」としている(三九九頁)のは正しい。『県史』は、史料Fについて「差出人の性格が不分明」としつつ、「見付府中のとすれば、「遠江在国奉行人連署問状」とするのが妥当ではあるまいか。なお(87)『静岡』は文書名を「斯波家奉行人連署問状」とするが、より正確を期そう
- (8)『静岡』・『県史』(三九一・三九七頁)は28・9を応永二十一年としているが、これは、あるいは櫻井景雄・藤井学共編『南禅寺文書』上巻(法蔵館、入下同一ナルニョリ、暫ク此處ニ収ム」との注を付していて(一一九頁)、応永二十一年と推定しているわけではなく、2の注を付していて(一一九頁)、応永八下同一ナルニョリ、暫ク此處ニ収ム」との注を付していて(一一九頁)、応永八下同一ナルニョリ、暫ク此處ニ収ム」との注を付していて(一一九頁)、応永八下同一ナルニョリ、暫ク此處ニ収ム」との注を付していて(一一九頁)、応永八下同一ナルニョリ、暫ク此處ニ収ム」との注を付していて(一一九頁)、応永八下同一十九三十一年には即位段銭の賦課は所見があるものの(『史料』七ちなみに、応永二十一年には即位段銭の賦課は所見があるものの(『史料』七ちなみに、応永二十一年には即位段銭の賦課は所見があるものの(『史料』七ちなみに、応永二十一年には即位段銭の賦課は所見があるものの(『史料』七ちなみに、応永二十一年には即位段銭の賦課は所見があるものの(『史料』七二二の、二十二年と世記といる。
- (多) 拙稿「南北朝・室町期越前守護沿革・支配機構に関する諸問題」(四)(『若越(象) 拙稿「南北朝・室町期越前守護沿革・支配機構に関する諸問題」(四)(『若越
- (90)天龍寺重書目録 (『静岡』 一六二三)。

- (91) 天龍寺重書目録(『静岡』一六一九)。
- (92) 天龍寺重書目録 (『静岡』一六二四)。
- 一四七一)。 (绍)応永十八年「最勝光院方評定引付」九月十四日条(「百合」る二五、『静岡』
- サニ七、『静岡』一四八一)。(9)応永十九年六月八日徳大寺家政所藤原某村櫛荘領家方本家米請文案(「百合」
- 十一年の二〇年前は応永二十六年に当たる。に「天竜寺領遠州村櫛庄半済事、及廿ケ年寺家一円知行之分候」とあり、永享(5)(永享十一年)三月十九日田根性祐書状 (「百合」テ一〇一、『静岡』一九六六)
- (96)勝山小笠原文書 (『静岡県史』資料編7、一六)。
- (9) 古按写 (『静岡県史』資料編7、三二一)。
- (8)『親元日記』寛正六年十二月二十九日条(『静岡』二五〇四)によれば、遠江(98)『親元日記』寛正六年十二月二十九日条(『静岡』二五〇四)によれば、遠江の堀江孫右衛門尉なる者が伊勢貞親に「身上事」を嘆願しているが、ときあたの堀江孫右衛門尉なる者が伊勢貞親に「身上事」を嘆願しているが、ときあたの堀江孫右衛門尉なる者が伊勢貞親に「身上事」を嘆願しているが、ときあたり、『親元日記』寛正六年十二月二十九日条(『静岡』二五〇四)によれば、遠江
- (9)「宮司公文抄」(『静岡』二二一七)。
- ― 及び注5文書。(⑪)文明十年八月十六日幕府奉行人連署奉書(「惣官家旧記」『静岡』二六五四)(⑪)文明十年八月十六日幕府奉行人連署奉書(「惣官家旧記」『静岡』二六五四)
- 奉行人連署奉書(ともに南禅寺文書、『静岡県史』資料編7、一二六・一四六)。(⑾)長享二年十一月二十七日幕府奉行人連署奉書・延徳二年八月二十九日幕府
- ?) 『福井』 2、福智院文書七号。
- 堀江石見入道としているのは誤りである。 「「大原陵路氏執筆」五一二~五一六頁に詳しいが、道賢を本庄郷公文る。なお、堀江氏については、『福井県史』 通史編2、第三章第三節一「国人当時の河口荘荒居郷政所職として見える堀江三郎左衛門は道賢その人とみられ(邸) 「寺門事条々聞書」(『史料』七二二、二九四~二九九頁)に、応永二十一年
- (心)「諸荘段銭注文」(注73前掲『北国庄園史料』所収)。
- 条々聞書」)、永享九年がその子と思われる堀江石見である(前注)。この堀江石あろうが、本庄郷公文職は、応永二十一年が堀江石見入道(注邸前掲「寺門事(晒)堀江本庄氏は、その名から推して河口荘本庄郷の郷名を称する堀江庶家で

その後も所職を保持し、文正元年(一四六六)にも荒居郷政所に在職していた 見守利真に叛して甲斐方に属したために(『雑事記』長禄三年八月十八日条) 考えられることが挙げられる。なお、この本庄氏は、長禄合戦では本宗家の石 く(前掲『北国庄園史料』所収「河口庄田地引付」「河口庄綿両目等事」「三箇 名の一つであったと思われるものの、室町期の史料では本庄郷にしか所見がな 称した理由として、道賢の所持した満丸名が、本来は河口荘全体に散在した別 の実名は『経覚』長禄三年正月二十二日条による)、明徳三年(一三九二)の 死した堀江石見守利真であろうし (『雑事記』長禄三年八月十八日条。石見守 見その人、もしくはその子が、長禄合戦で守護方の主将として甲斐氏と戦い討 (『雑事記』文正元年七月一日条)。 院家抄」「諸済物事」)、したがって、道賢の本拠地はむしろ本庄郷にあったと 子が引き続き荒居郷を継承したととらえることもできる。その場合、本庄氏を 庄氏はこの石見守家から分出した家である可能性も否定できないが、道賢の嗣 通史編2、五一四頁参照)、石見守家が堀江一族の本宗家とみられる。堀江本 石見守藤原種用が堀江氏と見られることなどから (論証は省略。 『福井県史』 「相国寺供養記」(『群書類従』 二四釈家部) に斯波満種の隋兵として見える斎藤

- 官にも在職していた (『県史』五三八頁)。 (一四一三) から永享七年 (一四三五) まで二三年間、遠江国原田荘細谷郷の代に、浄祐が在京を常態としていたことが知られる。なお、浄祐は応永二十年計入道 (浄祐) 邸に寓居していたといい、甲斐と織田浄祐の親密な関係ととも計の邸宅が、おそらく反甲斐派斯波被官のために放火された際、甲斐は織田主治の邸宅が、『建内記』文安四年 (一四四七)五月二十八日条によると、甲斐常
- (W) 尾張に郡司が置かれ、在国守護代級田久広が、在国守護代織田五郎に宛てて北たらしいことは、尾張在京守護代織田久広が、在国守護代織田五郎に宛てて北たらしいことは、尾張在京守護代織田久広が、在国守護代織田五郎に宛てて北たらしいことは、尾張在京守護代織田久広が、在国守護代織田五郎に宛てて北たらしいことは、尾張在京守護代織田久広が、在国守護代織田五郎に宛てて北たらしいことは、尾張在京守護代織田久広が、在国守護代織田五郎に宛てて北京が、尾張に郡司が置かれ、在国守護代の下位にあって段銭徴集にかかわっていいが、尾張に郡司が置かれ、在国守護代の下位にあって段銭徴集にかかわっていいが、
- の絶えざる接触などの面で重要な意味があることについてふれたことがある。ために、情報の入手、荘園領主との交渉、高額な補任料の敏速な支弁、守護と(08) 注15前掲拙稿②で、国人にとって在京することは、請負代官職を獲得する